

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年3月26日

提 出 者

21番 本 間 まさよ

9番 木 崎 剛

3番 大 野 あつ子

4番 深 田 貴美子

6番 宮 代 一 利

12番 内 山 さとこ

16番 きくち 太 郎

24番 西園寺 みきこ

武蔵野市議会議長 小美濃 安弘 殿

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会委員会条例（昭和31年9月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前		
別表（第2条関係）		
名称	定数	所管
総務委員会	7人	1 総合政策部、総務部、財務部、防災安全部、会計課、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会に属すること。
		<u>2 市民部生活経済課、市民活動推進課、交流事業課、市民課及び市政センターに属すること。</u>
		<u>3</u> （略）
文教委員会	（略）	
厚生委員会	7人	1 （略）
		<u>2 市民部保険課に属すること。</u>
		<u>3</u> （略）
建設委員会	（略）	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

組織改正に伴い、所要の改正をするものである。

改正後			説明
別表（第2条関係）			
名称	定数	所管	
総務委員会	7人	1 総合政策部、総務部、財務部、 <u>市民部</u> 、防災安全部、会計課、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会に属すること。	字句の追加
		<u>2</u> (略)	項の削除 項の繰上げ
文教委員会 (略)			
厚生委員会	7人	1 (略)	項の削除
		<u>2</u> (略)	項の繰上げ
建設委員会 (略)			